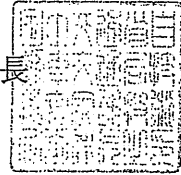


国自技第96号の4
国自整第44号の4
平成17年8月1日

(社) 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部技術企画課長



整備課長



「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時における取扱い
について（依命通達）」の誤解釈について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対して通達したので通知します。

国自技第96号
国自整第44号
平成17年8月1日

各地方運輸局自動車技術安全部長
沖繩総合事務局運輸部長

} 殿

自動車交通局技術安全部
技術企画課長

整備課長

「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時における取扱い
について（依命通達）」の誤解釈について

今般、一部車両メーカーが軌陸車等鉄道用保線車両の新規検査又は予備検査の際、本来装備すべき装置を意図的に取り外した状態で虚偽申請し、自動車検査証を不正に取得した事実が判明したことから、道路運送車両法違反により刑事告発をしたところである。

この事案の調査で重量超過に至った背景を調査したところ、一部メーカーにおいて、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」（平成7年11月16日付け、自技第234号・自整第262号）の解釈を、新規登録の際に使用者から装備を求められた装置についてもこの通達の取扱いに該当するとしていたこと、また、長さ、幅、高さ、車両重量が通達で規定している範囲内であれば保安基準に適合するとして誤った解釈により運用がなされていたことが調査の結果確認された。

ついては、当該通達の趣旨等について、関係者に対して研修等あらゆる機会をとらえて周知し、当該通達が正しく運用されるよう努められたい。